

大田区子ども・子育て会議傍聴要領

平成25年8月1日大田区子ども・子育て会議決定

1 目的

この要領は、大田区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴券の交付等

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議ごとに傍聴券（別記様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。
- (2) 傍聴券は、会議当日の先着順に一人につき一枚交付する。
- (3) 傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
- (4) 会議において傍聴を認めない決定をしたときは、傍聴券を交付しないものとする。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、傍聴券を係員に提示し、指定された傍聴席につくこととする。
- (6) 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還することとする。

3 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、原則として20人以内とする。ただし、会議室等、やむを得ない事情のある場合は、会長は、会議の開催前までに傍聴人の定員を定めることができる。

4 遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会長の許可なく発言しないこと。
- (2) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 飲食、喫煙、談笑をしないこと。
- (4) ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯しないこと。
- (5) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯しないこと。
- (6) 携帯電話は、マナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (7) その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 禁止事項

傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

6 違反に対する措置

- (1) 会長は、前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人がこの要領の規定に違反し、会長から退場を命じられたときは、速やかに退場するものとする。
- (3) 会長は、明らかに議事を妨害する恐れがあると認められる者については、入場を制限することができる。

7 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮り、定めるものとする。